

諮問実施機関：滋賀県知事（総務部人事課）

諮問日：令和2年11月9日（諮問(情)第18号）

答申日：令和4年10月17日（答申(情)第14号）

内容：「公有財産使用料減免に関する協議記録文書」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分を公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

令和2年8月21日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求1」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

H30年12月27日付財政課部長協議、公有財産使用料減免に関する協議記録文書（青年会館、南郷水産センターに関する文書）、部長協議 12/27 13:10～14:20

2 実施機関の決定

令和2年9月4日、実施機関は、本件公開請求1に対して、対象公文書を特定の上、南郷水産センターの使用許可の内容等（交渉に係る指示および報告）に関する部分について、公にすることにより、事務の適正な推進に支障をきたすおそれがあることを理由として非公開とし、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分1」という。）を行った。

3 公文書公開請求

令和2年9月17日、審査請求人は、条例第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求2」という。）を行った。

(請求する公文書の名称または内容)

財政課公有財産係が保有する平 30. 12. 3、平 30. 12. 28 の副知事協議録、H31. 1. 16 の知事協議録

4 実施機関の決定

令和 2 年 10 月 2 日、実施機関は、本件公開請求 2 に対して、対象公文書を特定の上、南郷水産センターの使用許可の内容等(交渉に係る指示および報告)に関する部分について、公にすることにより、事務の適正な推進に支障をきたすおそれがあることを理由として非公開とし、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分 2」という。）を行った。

5 審査請求

令和 2 年 10 月 13 日、審査請求人は、本件処分 1 および 2 を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち非公開にした部分を取消し、公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

滋賀県情報公開条例前文には県が保有する情報は県民の共有財産であり、原則公開と説明責任を明記している。

実施機関は非公開にする場合それらの条例趣旨を上回る個別具体的な非公開理由が示されるべきであるが条例第 6 条第 6 号に該当するとして第 6 号のどの項目か明記していない。

また当該文書のうち南郷水産センターに関する部分を全て非公開処分としたがその理由は「公にすることにより、事務の適正な推進に支障をきたすおそれがある」としている。しかし本件公文書記述内容などから非公開部分は南郷水産センターに公有財産の使用を許可すると共に 2019 年度からは使用料の新減免基準を適用し 100 パーセント減免だったのを 95 パーセント減免とする協議記録であり、本件事務に関しては既に 3 年間の使用が許可されているところである。つまり、本件公文書記載の南郷水産センターに関する協議記録は本件事務(である交渉、契約)が既に終わっており支障を来すおそれはない。

したがって、実施機関の主張は根拠のないものであって違法、不当な決定処分と言わざ

るを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

公文書の公開をしないとした部分には、南郷水産センターの行政財産目的外使用許可にかかる使用料の減免に関して、交渉についての指示や交渉カードについて言及されている部分が含まれている。

滋賀県の行政財産である南郷水産センターの土地および建物については、平成31年4月1日から令和4年3月31日の期間について目的外使用許可を行っているが、この条件である使用料の減免について違法であるとして、地方自治法242条の2第1項に定める住民訴訟が提訴されており(〇〇〇〇裁判所令和〇〇〇〇年(〇〇〇〇)第〇〇〇〇号)、弁明書提出時点で係争中である。県は処分が適正に行われていることを主張しているが、訴訟の結果により、処分の取消しや適用する基準の変更等が必要となる場合には、本件で公開請求を受けた公文書記載の指示等により許可の相手方と改めて交渉を行う必要があることから、審査請求人の本件事務が終了しているとする主張は誤りである。

減免基準は、滋賀県行政財産使用料条例第6条の知事が特別の事情があると認めた場合に該当する範囲を定めたものとして、平成2年に暫定基準として運用を開始した。以来、複数回の改正を行っているが、平成31年度より適用を開始した改正で、初めて減免率の上限を引き下げる改正を行っている。今後も社会情勢等の変化に応じて改正される必要があるため、非公開とした部分は、南郷水産センターについて、今後行われる可能性のある使用許可および使用許可に伴う使用料の減免に関する交渉のみならず、将来的な減免基準の改正にあたって県がどのような考え方で臨むのかということにも関係する部分である。当該指示および報告に関する部分を公開することで、南郷水産センターに関する交渉および将来的な基準の改正に伴って行う交渉にあたり、県がどのような考え方でどのような交渉カードを持って臨むのかということが事前に明らかになることとなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(条例6条第6号本文)と判断される。

第5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を

県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件処分1および2の妥当性について

実施機関は、条例第6条第6号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、これを不服として公開を求めていることから、以下、条例第6条第6号を理由とした非公開情報該当性について検討する。

(1) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

アからオまでは、典型的なものを例示的に列挙したものであって、これら以外の事務または事業については、「その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

(2) 非公開部分の条例第6条第6号該当性について

非公開部分の条例第6条第6号該当性は、アからオまでに規定されている事務についてのおそれが例示的なものであることを前提として、公にすることにより当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、判断することとする。

本件対象公文書には、行政財産使用料減免基準の改正と適用に関する総務部長、副知事および知事との協議内容が記載されている。実施機関は、対象公文書の非公開部分には、南郷水産センターの行政財産目的外使用許可に係る使用料の減免に関して、交渉についての指示や交渉カードについて言及されている部分が含まれており、これを公開することで、今後生じる可能性がある南郷水産センターに関する交渉および将来的な基準の改正に伴って行う交渉にあたり、県がどのような考え方で、どのような交渉カードを持って臨むのかということが事前に明らかになることとなり、県にとって不利に働く可能性があることから、事務の適正な推進に支障を及ぼすおそれがあることを主張してい

る。

このことにつき、当審議会が記載内容を見分したところ、非公開部分の別表に掲げる部分を除いた部分を公にすれば、実施機関における検討内容の詳細や交渉についての指示事項が交渉相手に明らかとなり、今後生じる可能性がある南郷水産センターに関する交渉において不利な状況を生ずるなど、今後の実施機関の交渉事務の遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例第6条第6号に該当するものと認められる。

しかしながら、非公開部分のうち、別表に掲げる部分については、当審議会が記載内容を見分した限りにおいて、今後の交渉についての具体的な指示や交渉カードについて言及した内容ではなく、実施機関における検討が容易に推測できるものや単なる事実の記載および見出しに過ぎないものと認められる。このような情報に実施機関が主張するような事態を引き起こすおそれがある情報があることは想定し難いものと認められる。

また、本件に係る南郷水産センターに関する減免に関する協議内容の一部が公になれば、将来、他の交渉の相手方から本件内容を参考とした減免を求められ、実施機関においては、その可否の検討および相手方への説明等の業務が生じることは考えられなくはないが、そのような業務は、行政機関として当然のものであって、これを免れることが条例の保護に値するものとは言えない。

したがって、別表に掲げる部分については、条例第6条第6号に該当するものとは認められず、公開することが妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和2年11月9日	・実施機関から諮問を受けた。
令和2年11月20日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
令和3年10月4日 (第20回第二分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和3年11月1日 (第21回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和3年12月20日 (第22回第二分科会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。

令和4年2月14日 (第23回第二分科会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人から意見を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
令和4年6月23日 (第24回第二分科会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の審議を行った。
令和4年8月8日 (第25回第二分科会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第二分科会

別表

注 頁は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁を示す。

頁	特定した公文書の名称・内容等	公開すべき部分
1	H30年12月27日付財政課部長協議記録 文書 12/27 13:10～14:20	非公開部分のうち、上から5行目および 6行目の部分
2	平 30. 12. 3 の副知事協議録	非公開部分のうち、上から3行目および 4行目の部分
3	平 30. 12. 28 の副知事協議録	非公開部分の全部
4	平 30. 12. 28 の副知事協議録	<ul style="list-style-type: none"> ・上の非公開部分のうち、1行目および2 行目の部分 ・下の非公開部分の全部
5	H31. 1. 16 の知事協議録	非公開部分のうち、1行目の1～15字目 および32～37字目、2行目の23～39字 目、3行目の全部